

「財務諸表」及び「残余额を中期計画に定める剰余金の使途に充てること」に対する意見等

◎財務諸表に関する意見等

【荒井委員】財務運営に関し格別の問題はない。

【猪股委員】特にありません。

【関根委員】特になし。

【角山委員】意見なし。

【中嶋委員】厳正な審査を受けていると思われ、正確な「財務諸表」だと認めます。

【野崎委員】意見なし。

【橋本委員】財務諸表は適正であると判断します。

【藤崎委員】9ページ「東日本大震災関係」の表示について

民間の3月決算会社の場合、損害額の見込額がわかる時は平成23年3月期において、特別損失を計上し、資産の減額か引当金の計上をするのが通例と思われる。

金額見込額が不明の時は注記で表示し、翌期の損益にて処理するのが通例と思われる。

公立学校法人の場合、損害額の見合い収益が計上予定である時は来期の損益計上でよいが表示の仕方として「復旧費算定中であり、現時点では確定しておりませんが、当該復旧費に対しては見合いの収益が計上される予定であり、翌年度以降の最終的な損益には影響ない見込みです。」のほうが適正と思われる。

◎残余额を中期計画に定める剰余金の使途に充てることに対する意見等

【荒井委員】高額な施設・設備などが更新されていないとの報告もある。また東北大震災の影響もあり、例年にない、予備費が必要になる事項が今後も出てくると予想される。剰余金は大学の運営努力の結果であり、繰り越して、大学の施設・設備の改善等、必要な経費に充てるべきと考える。

【猪股委員】特にありません。

【関根委員】賛成。特に意見はなし。

【角山委員】意見なし。

【中嶋委員】補正予算により中期計画に定める剰余金の使途に充ててください。

【野崎委員】意見なし。

【橋本委員】剰余額は経営努力により生じたものと認められるため、剰余額を中期計画に定める剰余金の使途に充てることは適正であると判断します。

【藤崎委員】異議なし。

「財務諸表」及び「残余额を中期計画に定める剰余金の使途に充てること」に対する意見等
(法人回答)

◎財務諸表に関する意見等

【藤崎委員】9ページ「東日本大震災関係」の表示について

民間の3月決算会社の場合、損害額の見込額がわかる時は平成23年3月期において、特別損失を計上し、資産の減額か引当金の計上をするのが通例と思われる。

金額見込額が不明の時は注記で表示し、翌期の損益にて処理するのが通例と思われる。

公立学校法人の場合、損害額の見合い収益が計上予定である時は来期の損益計上でよいが表示の仕方として「復旧費算定中であり、現時点では確定しておりませんが、当該復旧費に対しては見合いの収益が計上される予定であり、翌年度以降の最終的な損益には影響ない見込みです。」のほうが適正と思われる。

【回答】

平成22年度の決算に関する「東日本大震災関係」の注記事項については、会計監査法人（トーマツ）による指導を受け当該内容のとおり表示いたしました。

具体的には、注記で記載した「発生見込額104,000,000円」については、決算時点における見込額（見積額）となっており、復旧費が確定できない状況ではありましたが、この見込額をもとに補助金等の申請を行う必要もあったため、このような表現にいたしました。

なお、地方独立行政法人会計基準では、財務諸表に必要な会計情報を注記しなければならないという規定があり、今回のケースは「その他地方独立法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報」に該当するという判断のもとに作成しております。

◎残余额を中期計画に定める剰余金の使途に充てることに対する意見等

法人の回答は特にありません。